

## 福島県パラスポーツ指導者協議会における倫理及びコンプライアンス

平成28年6月19日制定

### ＜趣 旨＞

福島県パラスポーツ指導者協議会(以下「本会」という。)及び本会の構成員(以下「パラスポーツ指導員等」という。)は、すべての障がい者がスポーツの価値を享受できるように環境を整備し、障がい者スポーツの普及、振興を進め、競技力の向上を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役職員はもとより、本会に登録し活動するパラスポーツ指導員等においては、その社会的な意義や使命を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

一方で、近年、国内のスポーツ界において、人道的問題(指導者の競技選手に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなど)あるいは公金である国庫補助金などの不適切な経理処理又は横領、違法賭博への関与や大麻や覚せい剤使用などの問題が発生していることは、誠に憂慮すべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な注意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及びパラスポーツ指導員は、スポーツ・インテグリティ(高潔性)の確保とともに、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理及びコンプライアンスに関する諸事項をまとめたものである。なお、本諸事項以外に、国内のスポーツ団体におけるスポーツ庁ガバナンス、日本パラスポーツ協会におけるコンプライアンス規定等に準じた組織の運営を図る。

本会及びパラスポーツ指導員においては、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

### Ⅰ. 人道的行為に起因する事項

#### 1. 人権の尊重

本会に所属する役職員はもとより、パラスポーツ指導員等は、個人の人権や個性・人格を尊重し、差別を行わない。

#### 2. 安全性の確保

本会に所属する役職員はもとより、パラスポーツ関係者等は、スポーツを行う者の権

利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、事故防止等の必要な施策を講じること。

### 3. 身体的・精神的暴力及びハラスメント行為等について

パラスポーツ指導員は、障がい者スポーツ関係者等に対し、活動の主体が障がい者自身であることを念頭に、障がいの原因や特徴、障がい者の生活環境を理解し、次のような事項を留意のうえ、障がいの有無を問わず、対等な人間関係と信頼関係を築くよう、講習会・研修会等を通じて周知徹底すること。

- (1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。
- (2) スポーツを行う際又は指導する際、いかなる場合であっても、問題解決の手段として、身体的・精神的な暴力行為(直接的暴力、相手への尊厳を無視した暴言、脅迫、威圧等)を絶対に行ってはならない。
- (3) 指導的立場にある者は、その権威を利用し、立場の弱い者に対する不適切な行動や強要をしてはならない。また、プライバシーの問題には十分配慮すること。
- (4) 指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (5) 相手に対する親しみの言動や表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識し、安易な性的言動や見た目又は障がいに起因する表現などを行うことは、厳に慎むこと。
- (6) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手や周囲が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- (7) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。  
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)
- (8) 指導に対して理解することに時間がかかる等、障がいの特性上配慮が必要な当事者に対して、丁寧な指導を心がけること。

### 4. アンチ・ドーピング、薬物乱用防止及びクラス分け等における不正行為について

本会及びパラスポーツ指導員は、次のような事項について、障がい者スポーツ関係者並びに競技者等に対し、講習会・研修会等を通じて周知徹底すること。

- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

- (3) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、パラスポーツ指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。  
また、障がいの程度によりドーピングの理解が困難な競技者に対しては、理解しやすいように指導すると共に、その競技者の保護者及び関係者にドーピングについて理解を深めるよう周知徹底すること。
- (4) IPC クラス分け規程及び競技毎に定められたクラス分け規則を理解し、遵守すること。
- (5) クラス分けにおいて不正を行うことは、競技スポーツにおける対等性を著しく損ないフェアプレーの精神に反するものであるため、絶対に行わないこと。
- (6) 麻薬や覚せい剤等薬物の使用は、法令に違反する反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (7) 試合の勝敗において、あらかじめ取り決めを行うなどの行為は絶対に行わないこと。
- (8) 法令並びに条例に違反する賭博行為等などは絶対に行わないこと。

## Ⅱ. 不適切な経理処理に起因する事項

### 1. 経理処理について

本会及びパラスポーツ指導員は、公的な組織及び構成員であることを自覚し、法人格の有無や種類を問わず、本会の規程等に則り、正しい経理処理を行うとともに、内部牽制体制並びに監事及び外部監査人など外部者による監査体制の確立に努めること。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助元・助成元のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して補助・助成の目的に反した流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制体制を確立させ、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び外部監査人など外部者による会計監査を受けるよう努めること。

### 2. 不正行為について次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 補助金や助成金を含む金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料及び接待等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

- Ⅲ. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項  
本会及び各競技団体に  
関わる者は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、事前に選考基準を明確  
に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと。  
また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相  
手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

#### Ⅳ. 一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す適用者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、関係する法令や規定を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとること。また、他の者に対し法令等に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令等に違反する行為を黙認しないとともに、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

#### Ⅴ. 紛争解決に関する事項

- (1) 障がい者スポーツ関係団体は、競技又はその運営に関して、団体自らがその登録競技者、監督・コーチ等の指導者・審判員等に対して行った決定に対する不服については、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるよう、あらかじめ仲裁合意に代わる競技団体規則（自動応諾条項）の採択を行うよう努めること。
- (2) 自動応諾条項を採択した障がい者スポーツ関係団体は、競技又はその運営に関して、自らがその登録競技者、監督・コーチ等の指導者・審判員等に対して行った決定について、競技者等から、仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁の申立てがあった場合は速やかにこれに応じること。

以上

## 福島県パラスポーツ指導者協議会 倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「当協議会」という。）に登録をしているパラスポーツ指導員等が、組織運営、日頃の障がい者スポーツ普及、振興活動するにあたり、パラスポーツ指導員等の社会的立場と活動を自覚し、障がいのある当事者等に対し、公平、公正、安全、丁寧な指導を心がけ、障がいのある当事者やその家族等から疑惑や不信を招くような行為をすることがないように本規程を設置する。なお、本規定のほか、スポーツ庁、日本パラスポーツ協会の倫理規程に準ずる。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、当協議会に登録しているパラスポーツ指導員等を対象とする。ここで言う障がい者スポーツ指導員等とは、（公財）日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員の有資格者で、当該年度に会費を納入し、当協議会に会費が納められている者とする。

### (組織の社会的責任)

第3条 当協議会は、スポーツをとおした障がい者の社会参加と自立にかかわる重要な役割を担う組織であることを自覚し、パラスポーツ指導員等として、障がいのある当事者やその家族、関わる人たちに対し、期待と信頼に相応しい態度を示さなければならない。

### (社会的信用の維持)

第4条 パラスポーツ指導員等は、対応するすべての人に誠実に対応し、社会的信用の維持、向上に努めなければならない。

### (法令等の遵守)

第5条 パラスポーツ指導員等は、関係法令及び当協議会の規約や関係規程並びに法令等を遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

### (遵守事項)

第6条 パラスポーツ指導員等は、以下のあらゆる暴力、暴言、差別などのハラスメントや薬物の乱用、酒気帯び、飲酒運転等の悪質な安全運転義務違反等の行為を行ってはならない。

- 2 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 日常の行動について公私の別を明らかにし、指導員としての立場や役職の地位を利用し、自己の利益を得るための斡旋・強要や、便宜を図る等の行為をしてはならない。
- 4 補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、目的外の不適切な流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 自らの社会的立場を認識し、自らを律し、常に他の模範となるよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 このほか別に定める「懲戒規程」にある違反行為をしてはならない。

(違反による処分)

第7条 パラスポーツ指導員等に、第6条の遵守事項に違反する行為があった場合は、上部組織である公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会へ（以下、「スポーツ協会」という。）へ報告の上、当協議会の「懲戒規程」に基づき処分をするものとする。

(情報開示及び説明責任)

第8条 パラスポーツ指導員等は、活動に関する公平、公正性、透明性を図るため、活動状況、運営状況、会計状況やそれらに関する資料を整理し、必要に応じて開示できるようにし、社会への信頼向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 パラスポーツ指導員等は、活動等で知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に対して十分な配慮をしなければならない。

(研鑽)

第10条 パラスポーツ指導員等は、指導実践経験のほかに、各障がいに対する対応をはじめ、常に新しい情報、知識を学び、指導力の向上及び丁寧な対応を心がけ、信頼されるよう努めなければならない。

附則

本規定は、平成30年7月5日から施行する。

## 福島県障がい者スポーツ指導者協議会 懲戒規程

### (目的)

第1条 本規程は、福島県パラスポーツ指導者協議会（以下、「当協議会」という。）に登録をしているパラスポーツ指導員等が、障がい者スポーツの普及・振興をする上で、社会参加と自立を目指す障がいのある当事者やその家族及び関係者に対し、不適切な行為など、スポーツ活動等におけるあらゆるハラスメント等の根絶を図ることを目的に設置する。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、当協議会の「倫理規定」第2条に規定された者とする。

### (違反行為)

第3条 パラスポーツ指導員等は次の行為を（以下、「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 正当な理由なく、当協議会の方針に従わないこと。（指示命令違反）
- (2) 当協議会の名誉または社会的信用を著しく毀損する行為。（名誉棄損行為）
- (3) 身体的暴力、暴言、恫喝、いじめ等の行為（パワーハラスメント）
- (4) 指導範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為、性的な言動、つきまといなどの行為。（わいせつ犯罪、セクシャルハラスメント）
- (5) 人種、宗教など個人の主義を侮辱するあらゆる差別行為。（人権侵害行為）
- (6) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程に反するドーピング違反行為に関わること、法令で禁止されている薬物の使用や所持（ドーピング違反行為、薬物犯罪行為）
- (7) 補助金等の不正受給、目的外の不正使用、財産や物品の横領、不正経理などの行為。（不適切経理行為）
- (8) 指導員の立場を利用し、不正な利益を供与し、申込み、要求、選手選考等に関わる約束などの行為（不正利益供与行為）
- (9) 酒気帯び運転、飲酒運転、危険運転等、特に悪質な道路交通法違反行為（道路交通法違反）
- (10) 関係法令や当協議会の定める諸規程に違反すること。（法令、規程違反行為）

### (違反行為に対する処分の種類)

第4条 違反行為を行ったパラスポーツ指導員等は、その内容及び情状に応じて、次の区分の対応に処する。

- (1) 戒告・・・口頭による注意
- (2) けん責・・・文書による注意
- (3) 警告・・・期間を決めての会員資格停止
- (4) 除名・・・当協議会規約第 条により、会員資格の停止

2 パラスポーツ指導員等のうち、当協議会の役職についている者については、(1)から(4)のほか、下記の処分を併せて行う。

- (1) 期間を決めての役員業務の停止
- (2) 当協議会規約第 条に基づき解任する

3 処分の基準は下表のとおりとする。

| 処分の基準除名        | 解任・除名 | 警告<br>(役員業務停止・<br>会員資格停止) | 注意<br>(戒告・けん責) |
|----------------|-------|---------------------------|----------------|
| 指示命令違反         | ○     | ○                         | ○              |
| 名誉棄損           | ○     | ○                         |                |
| 暴力、暴言、恫喝、いじめ   | ○     | ○                         | ○              |
| 身体接触、性的言動、わいせつ | ○     | ○                         | ○              |
| 人種、宗教、差別等      | ○     | ○                         | ○              |
| 禁止薬物、薬物        | ○     | ○                         |                |
| 不適切な経理         | ○     | ○                         |                |
| 不正利益供与         | ○     | ○                         | ○              |
| 法令・規定違反        | ○     | ○                         | ○              |

(事案への対応)

第5条 パラスポーツ指導員等について、第3条の違反行為が疑われる事案（以下、「疑われる事案」という。）の報告もしくは把握をした場合には、疑われる事案の事実調査を行うものとする。

2 当協議会の会長は、当協議会内での解決が困難な疑われる事案については、当協議会の上部組織であるスポーツ協会に調査・処分を委ねることができる。

(懲戒委員会の設置)

第6条 当協議会の会長は、疑われる事案について、処分が必要であると認めた場合には、懲戒委員会を設置することができる。

2 懲戒委員会の委員は、当協議会の障がい者スポーツ指導員ならびに役員または学識経験者で構成し、5名以上とする。

- 3 懲戒委員会は、当協議の会長から当該事案の調査結果報告を受け、審議の上、処分案を役員に答申するものとする。
- 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(違反行為の処分等)

第7条 当協議会長は、本規定に基づき懲戒委員会の意見を聴取した上、必要と認められる場合は懲戒処分を行うものとする。ただし、役員の解任及び登録会員の除名の各処分を行う場合は、以下の手続きを経なければならない。

- (1) 役員の解任については総会の議決
- (2) 当協議会に登録している障がい者スポーツ指導員の除名については役員会の議決。
- (3) 上部組織のスポーツ協会に調査・処分を委ねた場合はその決定に従う。

(不服申し立て)

第8条 当協議会の処分に対する不服申し立ては、一般社団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

附 則 本規定は、平成30年7月5日より施行する。